

令和7年度ブルーカーボン生態系の再生・創出支援事業実施要領

（目 的）

第1条 この要領は、令和7年度環境部補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表の「ブルーカーボン生態系の再生・創出支援事業」（以下「補助事業」という。）の実施について、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（実施事業の募集）

第2条 県は、補助事業の実施に際し、別に定める「令和7年度ブルーカーボン生態系の再生・創出支援事業募集要項」により実施事業を募集する。

（応募に必要な書類等）

第3条 補助事業に応募しようとする団体は、次に掲げる書類を作成の上、県が別途定める日までに提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第1号の2）
- (3) ブルーカーボン生態系の再生・創出支援事業実施計画書（別添様式1）
- (4) その他関係書類

（審査方法）

第4条 審査は、別に定める「ブルーカーボン生態系の再生・創出支援事業審査要領」（以下「審査要領」という。）によるものとする。

（事業の採択）

第5条 県は、審査要領に基づき評価した結果により、補助事業の採択を行うものとする。

（採択の取消し）

第6条 県は、前条で補助事業の採択を受けた団体（以下「採択団体」という。）が、事業実施計画に従った事業を実施していないと認められるときは、その採択を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による取消に伴い、採択団体に損害が生じたとしても、採択団体は県に対してその損害の賠償を請求することはできない。

（報告の徴収）

第7条 県は、必要があると認めるときは、採択団体に対し、事業の実施状況等について報告を求めることができるほか、その報告内容を公表することができる。

（その他）

第8条 この事業の庶務は、環境部水大気課において処理する。

- 2 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月16日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。